

平成27年度 第2回 西条市子ども・子育て会議記録

開催年月日	平成28年2月15日(月)		開 会	午後 7時00分
			閉 会	午後 8時30分
開催場所	西条市庁舎本館5階 大会議室			
出席委員	会 長	菅野良昭	副会長	森山昌美
		井出佳世	高橋綾子	矢野幸
		日浅眞由美	越智妙子	山本愛
		宮島一郎	大澤里香	木場龍真
		高木和幸	越智基博	石川裕康
		二宮美和子	塩崎千枝子	
欠席委員	なし			
傍聴者	なし			
説明のため出席した者	保健福祉部長	北須賀 仁志	子育て支援課長	近藤 誠
	学校教育課長	青野 健児	学校教育課副課長	田中 豊幸
	子育て支援課副課長	青野 栄一	子育て支援課保育係長	渡部 美奈
	子育て支援課子育て企画係長	寺岡 祐基		
事務局職員	子育て企画係	工藤 博		
付議事件	1 利用定員の設定に係る意見聴取について 2 河北こども園の概要について 3 その他について			

開 会
〈議題協議〉

1 利用定員の設定に係る意見聴取について

- **事務局** (資料に基づき説明)
- **委員** 確認を受けない幼稚園から特定教育・保育施設に移行するということだが、強制的にこうなったのか、聖マリア幼稚園が望んでそうなったのか。また、これのメリット、デメリットはどういうところにあるのか知りたい。
- **事務局** 望んで移行を考えたのか、行政の指導で移行を思い付いたのかにつきましては、聖マリア幼稚園から自主的に「新制度に移行をしたい」という相談がございました。「移行するにはこんなことをしたらどうでしょうか。」と、こちらも初めての移行ですので一緒に勉強をしながら準備を進めてきました。
メリット、デメリットなのですが、実はこれは今年度始まったばかりの制度です。ですから、数年経って初めて良かった点、改善点が全国的に表れてくるのではないかと思います。
- **委員** 市が財政支援をした場合、聖マリア幼稚園に対して市はどこまで権限を持つのか。単なる財政支援なのか、それとも運営に対して市が何か介入してくるのか。そのあたりはどうなのか。
- **事務局** 市の方から「このような教育をなささい。」と言うことは一切ありません。ただ、他の公立幼稚園にしても最低ラインの教育課程として「こういうことをしましょう。」というものはあります。新制度に移行したからといって、今までの私立幼稚園の特色を消してまで違うことをするということは一切ありません。
- **委員** 利用定員が175から60になったということで、かなりの減少である。この資料をいただいて今朝聖マリア幼稚園さんに電話をした。事情があって今は39人という利用者数になっているが、かつては175人いたと思うので、「今後その175人を維持していくつもりがないのか。」とお尋ねしたところ、「色々な事情と、今後も少子化の傾向が続いて人数が増えないだろうということから、市の教育委員会と話し合って60という数字を出しました。」ということだった。おそらく幼稚園側には数をもっと増やしたいという思いはあると思うが、なかなかそれがかなわない。国の施策として少子化を止めようとするのだが、おそらく少子化は止まらないと思う。止まらないということは、もっと現実を見つめた上で色々な政策を行っていくか

なければならぬのだが、おそらくこの60人の利用定員というのは大幅減りましたけれども致し方ない数字かなと思っている。また、財政支援の額は40人、60人、90人といった定員数によって決められており、額が違ってくるとのことである。

- **委員** 将来的なお尋ねをしたいのだが、今回初めて聖マリア幼稚園が助成を受けられるような形になると思うが、これがうまくいった場合にこれから市が助成するような施設が増えていくのか。また、増えていくような流れになるのか。今後の予想ということで知りたい。今まで県の私学助成を受けていたものが今後は市の助成になるということから市の負担が増えてくると思うが、これはどの程度まで余裕があるのか。
- **事務局** 県の私学助成から新制度への移行ということで、私の予想としてはここ2～3年で増えてくるのではないかと考えています。これは本市に限らず松山市、今治市、新居浜市などでも増えております。財政的に市の負担増で大丈夫だろうかというご質問ですが、新制度の財政負担は大まかに言いますと半分が国、残りの半分以上を県と市で半分ずつ負担するということになっております。
- **会長** 利用定員について、28年度に神拝保育園が30人減り、飯岡保育園が分園で30人増やしたのは市が単独で決めるものなのか。以前は県から「認定します」という通知があったように思うのだが、今は市単独なのか。
- **事務局** 保育園の利用定員の増減における手続きについてですが、今回の聖マリア幼稚園のように確認を受けない施設から新制度に新たに移行する場合に限っては、このように子ども・子育て会議に計って委員の皆様の意見を聞いて利用定員を設定するのですが、先程の神拝保育園や飯岡保育園の分園は、すでに移行した園の利用定員を変更することですのでこの会議に計ることはありません。ただ、増減について県に利用定員の協議をする必要があり、県の方から「承認した」という一連の手続きはありますので勝手にできるものではありません。
- **委員** 保育園の定員に増減があったのは初めて聞いた。ある所が減って、ある所が新しく増えるというのがなかなか納得できない。県の助成を受けている幼稚園の場合は、認可定員というのが設置基準で決まっていますそれを申請した上で県が決定する。そして、新しく幼稚園を作る場合には、半径2キロ圏内にある小学校の校区の児童数から割り出してきて、おそらく将来そこに通ってくるであろう3、4、5歳児の数から周辺の幼稚園の利用定員を割り出していく。新しくできた所の定員を増やして、古くからあった所の定員を減らすというのはどうかと思う。それを決めるのが市で、おそらく県は精査せずにはいいですよと簡単に出しているのではないかと想像する。定員の増減をする場合は、その保育園や幼稚園同士の話し合いをすべきではないかと思う。幼稚園の場合は審議委員会にかけてその数を決めていくと思うが、保育園の場合は市で決めることができているということか。

- **事務局** 市の方で定員の増減を決めるということではなくて、あくまでも保育所の方から「実際の定員はこれだけだけれど、ここ数年の利用の実人数がそこまでいかないから利用定員をこれだけ下げたい。」または「増やしたい。」という申請が上がり、県の方に協議するという流れになっております。認可定員と利用定員は違っておまして、今回の飯岡保育園の分園も神拝保育園もあくまで認可定員はそのままです。ただ実際の人数に合わせて利用定員を増減させるという手続きができますので、県にそのことを届け出るという予定です。
- **委員** その利用定員を超えては利用できないということなのか。
- **事務局** そうです。基本的には認可定員イコール利用定員が原則ではありますが、実際認可定員ほど子どもさんが利用していないような場合には、利用定員を認可定員から下げるということもあります。ただ、下げた利用定員を上回って利用することができないかということに関しては、保育所の場合は定員の120%ぐらいまでは認められているところもありますので、必ずしも利用定員を超えたらいけないということではないです。
- **委員** 新しく園を設ける場合には、必ず近隣の園へ相談を持ちかけて協議をして市が指導してくださればいいと思う。既存の幼稚園がある所に新しい園が出てくるということは何らかの軋轢が生まれてくると思うので、話し合いの場を設けてお互い納得した上で定員を決めていかれた方がいいのではないか。後々市全体の教育・保育についてもスムーズにいくのではないかと考えますので、その点をよろしくお願ひしたい。

2 河北こども園の概要について

- **事務局** (資料に基づき説明)
- **委員** 保育所と幼稚園ではお金が違っていたと思うが、認定こども園になった場合にそのあたりはどうなるのか。
- **事務局** 認定こども園になってもお金が一緒になるということではありません。同じ認定こども園の中でも、幼稚園を利用されていた1号認定のお子さんは今まで幼稚園で払っていた月額6,000円弱となり皆さんだいたい一緒です。2号・3号認定の保育所利用のお子さんについては、保護者の就労や所得状況によって階層が違っておりますので世帯によって保育料が変わってくるというような状況です。
- **委員** ちなみに給食というのは、保育所では払ったお金の中で作ってもらっていたように思うが、幼稚園に通っていた子どもにも給食を出すということになると何か変わってくるのか。

○ **事務局** 給食費についてもまた別になるのですが、保育所利用の方の場合は保護者の方が支払う保育料の中に給食費が含まれています。幼稚園利用のお子さんの場合は、月々払う幼稚園の保育料プラス実費で給食費をいただくこととなります。

○ **委員** 事務局の説明が年々具体的にきちんと整理されていて素晴らしいと思うのだが、私自身はメリットとデメリットがあると思っている。事務局のおっしゃっていることが本当にそのままうまくいけば素晴らしい合体型・統一型・連携型のシステムだと思うが、私は元々少子化対策として作り上げられたものだと思う。幼稚園と保育所の良さを併せ持つと言ったら素晴らしく聞こえるし、0歳から入り同じ場所、同じ子ども達とそのままずっと5歳まで通園できるということだから、そういう意味でのメリットはある。子ども達にとって同じお友達やお母さま方と地域での生活ができるということは不安材料にはならないし、4・5歳になれば保育所に通わせている教育熱心な方の中には就学前にしっかりと勉強をさせてから入学させたいとして幼稚園にかわられる人もいる。もし、認定こども園の中身が充実していれば1ヶ所で5年間続けて教育を受けられるので素晴らしいことだと思う。

また、合体したことによってきっと保育所の保育士さん、幼稚園の先生と両方の保護者の人達との間で情報交換の場もでき、保育と教育を一体的に行う預かり保育の時間も増える、幼稚園の専業主婦のお母さん達にとってもある程度延長時間的なことも考慮されていくのではないかというメリットを私自身は具体的に考えている。

しかし、これは私が言ったことが全てうまくいった場合の話。事務局の回答と質疑応答の後、実際に現場で働かされている委員の方に、今現場がどういう状況であるのか、どういう風に考えておられるのか具体的にお聞きしたい。例えば実質的な親の問題点。保育所には働いている保護者が子どもさんを通わせているが、幼稚園には専業主婦とか非常に教育熱心な保護者、つまり幼稚園を教育の場と考えて子どもを入園させている人が多いと思う。そんな中で母の会、いわゆる小学校でいうPTA活動であるとか園の行事などにおいて、保護者の温度差が現実的にはどのように出てくるのかなという気持ちがある。

幼稚園、特に私立幼稚園の場合は特色をかなり歌い上げている所がある。例えば、「うちは非常に音楽活動を通した情操教育に力を入れている。」という私立の幼稚園があった。果たして認定こども園でそういうことが可能なのだろうかと思う。

それから、クラス編成をしないとおっしゃいましたけれども、3号認定の保

育の必要な0～2歳児、2号認定の保育の必要な3～5歳児の親御さんにとっては、働いている時間に保育士の人にはしっかりと預かっていただくという目的意識がメインであるのでそれは合致していると思う。しかし、1号認定の保育を必要としない、つまり幼稚園的教育のシステムに預けている人にとってクラス編成をしないというのはどうなのだろうかと思う。小学校に上がるまでにこれだけの教育をしてほしいという、しっかりと狙いを持つ保護者の方がクラス編成をしないことをどう捉えるか。仮にクラス編成をした場合だったら、従来の3歳から5歳にとっては、従来の幼稚園に通わせているのと同じになってしまいますよね。クラス編成をしないとは言われたのだが、そのあたり親御さんの希望はどうなのだろうかと思う。

認定こども園では、現実に保育士の免許を持っている方と幼稚園教諭としての資格を持っている方が合い交えて働いておられるということになる。その時にクラスを一緒にして、保育士さんが保育のために勉強してきたこと、幼稚園教諭が子ども達を教育しようとするもの、その感覚の温度差が現実あるのではないか。先生には保育士としてのプライド、幼稚園教諭としてのプライドもあると思う。そのあたりについて現場ではどうなのか、問題定義も含めて回答をお願いしたい。

- **事務局** まずクラス編成の関係ですが、3歳児以上はクラス編成をします。その時に1つのクラスに幼稚園の子だけ、もう1つのクラスに保育所の子だけと区別をすることなくクラスに1号の子も2号の子もいるといった状況、混合でクラス編成するというのが原則で、県や国の基準で決まっています。ですから、3歳児以上については年齢ごとに1号2号の区別することなくクラス編成を行う予定にしています。

教育の部分と保育の部分のことをおっしゃられていたと思いますが、幼保連携型の認定こども園になりましたら、国が幼保連携型認定こども園の教育保育要領という、学校の時の教育要領と保育指針という2つあわせたようなものがあります。私自身現場の保育士ではありませんので中身までは読んでいませんが、そのようなものができています。その要領に基づいて現場の先生達は1号とか2号とかを区別することなく保育を行う予定と聞いています。

また、教育・保育をする時に幼稚園教諭の免許だけ、保育士資格だけの先生がどういう風にするのかという話についてですが、認定こども園の場合は原則幼稚園教諭免許と保育士資格の両方持っていなければならないと決まっています。ただ、新制度施行から5年間は経過措置でどちらか片方でもかまいませんよということになっています。基本的には0歳から5歳までどのクラスの先生も原則両方の免許を持っておく必要があるということなので、平成28年度の河北こども園についても今後職員配置を行っていく予定にしております。

ます。今現在は片方の資格しか持っていない方もおられますが、新年度の職員配置の時には免許の保有や5年間の経過措置のことも考慮しなければならないと考えています。

- **委員** 私が懸念していたことを行政はきちんと押さえてくださっていたのだと、今の説明で分かった。もしよかったら、今現在現場で教えておられる立場の委員さんにもお話を聞かせていただきたい。
- **委員** うちでは平成24年度から認定こども園になったわけだが、やはり保育士としての働き方、幼稚園教諭としての働き方、質も量も随分違うということが実感としてあった。特に幼稚園としてうちの園に入られた親御さん、子どもさんに、戸惑いやこんなはずじゃなかったという思いをさせないように努力してきた。もう4年目に入ったが、うちは資格の問題というより先生自身の資質(この先生は未満児さんをみるのに向いているとか、この先生は幼稚園児の教育に向いているとか)によって判断し配置している。とにかく、幼稚園の教育を期待される親御さんをごっかりさせないように教職員一同で日々努力してきた。職員会議を最低月1回は開き、未満児の先生、3・4・5歳児の先生、栄養士さんも含めて出席し色々な改善に努めている。幼保連携型の認定こども園ではあるのだが、うちとしてはとにかく「3・4・5歳児は幼稚園の教育をします。」という方向でしている。認定こども園になる前の教育を3・4・5歳児に関してはずっと引き続き行っているので、おそらく保護者の方のご期待には応えられているのではないかと思っている。たしかに、幼稚園教諭の資格しか持っていない先生もいるが、自らが通信教育などで勉強しこの3月には保育士の資格がとれますという人もおり、その逆もある。国の方が短大でとらなければならない単位より少ない時間で資格がとれるような制度を作ってくださいっているので、そちらも利用しながら、みんな積極的に両方の資格をとるようにしている。公立の認定こども園はどうか分からないが、私立の幼稚園の場合には以前から預かり保育というのをされていて、ちょうどその子達が仲立ちとなってくれて2時で帰る子どもと6時、7時までいる子どもとの線引きというのがあまりない。預かり保育というのは夏休み中もするし、自分で言うのも何ですが、愛媛県で一番いい認定こども園ではないかなとったりしている。教職員の一体感がすごくあるし、それぞれがお互いに尊敬しあって毎日働いているのではないかと思っている。私は職員1人1人に対して、汗は一杯かいてほしいが無駄に疲れさせたくないと思っているのでシフトもよく考えて組んだり、能力のある先生がずっと長く続けて働いてもらえるような環境づくりに努めているつもりである。以前は事務的なことから会計まで全部別々にしなくてはならず、新制度になって色んなことで1本化されて楽になった面もある。しかし、やはり幼稚園と保育園は違うので、それぞれ先生達は結構苦勞され

ていると思うが、工夫して両方のいい所をあわせ持つということで努力もしている。もっともっと良くなるように頑張っていきたいと思っている。

- **委員** 私は保育園だけなのだが、私自身両方の資格を持っているせいか学校に行っている時にさほどそれぞれの資格に差があるなんてことは考えたこともなく、ただ幼稚園に勤めるなら幼稚園教諭免許を使えばいいくらいのつもりで資格をとった。古い話になりますが、その当時幼稚園は4時間教育で時間的な束縛もある中、短時間で教育をすところとなっており、保育園はとにかく大変な家庭のお母さん達を支援しようということでスタートしたはずなのである。旧東予市を悪く言うつもりではないが、旧東予市では昔、基本的に小学校の前に幼稚園に行くというのがあった。私は丹原に住んでいて何でなんだろうとずっと思っていた。しかし、それが設定されていたため、旧東予市のお母さん達は小学校にあがる前には幼稚園で勉強しなければならないという気持ちが強かったはずで、それは多分今も抜けていないと思う。でも、今、保育園は養護と教育の両方であり、たまたま幼稚園教育要領ができた後に保育指針というのが続く。今、教育は幼稚園教育要領に準ずるのだが、実際は準ずるのではなく同等でやっていると自分達は思っている。幼稚園の先生が昼間勉強されていることを私達は夜、土日にやっている。その辺りは負けないつもりで頑張っているから、幼稚園に行っているからとか保育園に行ったからとかはないと思う。ただ今頃は、保育料が高いため保育園にやりたかったけれど幼稚園にしたというお母さん方がおいでになるのも現実である。どちらがいいとか悪いとか、どちらを選ぶのかについてはそれぞれのお母さん方や家庭の考え方かなと思う。
- **委員** 保育園の方のお話を聞き、すごく色々なことを考えていらっしゃるなと思った。私の方は幼稚園だけなので保育園のことはあまりよく分からないのだが、うちも隣に保育園があり、最近よく年長児と一緒にドッジボールなどをして交流するようになった。子ども同士はやはり保育園だから幼稚園だからとか関係ないと思う。そういう交流を経て一緒に小学校に上がるのだから、いずれは友達になったりとかもすると思うし、認定こども園においてもたくさんそういう交流ができると思うのでそういう意味では良いことだと感じる。
- **委員** 河北こども園が開設されるということで、幼稚園が保育料6,000円プラス給食費、保育園は所得状況において変わるということをお聞きした。全ての子どもが施設型給付を受ける認定こども園において、幼稚園に通う子は一律6,000円であるとする、例えば保育園に通っている所得が多い人の場合は数万円かかっているのにそういう人は不公平感を持たないだろうか。そのあたりについてはどうか。
- **事務局** はい、委員さんがおっしゃられた幼稚園のお子さんが一律6,400円

で、保育所利用のお子さんについては所得状況に応じて保育料が変わっていくということについて、現在入園説明会や参観日の機会に保護者の方には説明させていただいているが、今のところ保育料の説明自体に対して特段「それじゃだめ。」という話を私は聞いておりません。

- **委員** 1号認定で幼稚園として預けていたが、途中から親御さんの状況が変わって仕事を始めた時に、次年度からは2号・3号の保育の状況で預けますといった途中での変更はできるのか。
- **事務局** 年度の途中で今まで幼稚園に預けていたお母さんが、「仕事を始めて1日みてもらう必要ができたので保育所に変わりたい。」と言った場合には、支給認定と言いまして1号から2号に切り替える手続きがいります。それさえ済ませれば年度途中であっても、変更はできます。ただ保育料などお金の面は変わります。
- **委員** 私は私立の幼稚園なのだが、私立幼稚園の多くが預かり保育をしている。これは宣伝になってしまうが、1号であろうと2号であろうと、認定を受けようと受けまいと、5時まであるいは4時まで必要と言う人は受け入れている。西条市の幼稚園も多くがそれをやっていると思う。認定こども園になるなら関係なく、多くの園がそれをしていると思う。そして今現在、うちの園の先生は幼稚園教諭の資格を持っているし、大抵の先生が保育士資格も持っている。

3 その他について なし

閉 会

午後 8時30分 閉 会